

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金の最低額

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項及び野田市公契約条例施行規則第4条第1号の規定による賃金の最低額は、別表のとおりとする。

野田市 総務部 管財課

別表

野田市公契約条例の規定による賃金の最低額(平成22年度)

単位:円

業 種	最低額	業 種	最低額
特殊作業員	1,680	土木一般世話役	1,840
普通作業員	1,330	軌道工	2,950
軽作業員	1,030	型わく工	1,660
造園工	1,560	大工	1,910
のり面工	1,620	左官	1,760
とび工	1,730	配管工	1,820
石工	1,930	はつり工	1,620
ブロック工	1,940	防水工	1,710
電工	1,790	板金工	1,700
鉄筋工	1,800	タイル工	1,820
鉄骨工	1,690	サッシ工	1,680
塗装工	1,710	屋根ふき工	1,620
溶接工	1,840	内装工	1,740
特殊運転手	1,640	ガラス工	1,640
一般運転手	1,550	建具工	1,560
さく岩工	1,710	タ外工	1,570
トンネル特殊工	1,840	保温工	1,740
トンネル作業員	1,580	建築ブロック工	1,700
トンネル世話役	2,040	設備機械工	1,820
橋りょう特殊工	2,010	交通誘導員A	910
橋りょう塗装工	2,130	交通誘導員B	850
橋りょう世話役	2,280		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金の最低額で1時間当たりの単価とする。